

事務事業分析シート（平成30年度）										No1
事務事業コード		10-01-12			戦略プラン		☐ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名		学習支援事業			部課名		子育て支援部子育て支援課		課長名	伊藤
					担当者名		森島		内線	3812
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		01-09-01		学習支援事業						
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 30年度 ☐ 29年度）				☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業				
開始年度		☐ 昭和 ☒ 平成		24年度		根拠		荒川区学習支援事業実施要綱		
終期設定		☐ 有 ☒ 無		年度		法令等		荒川区学習支援事業実施要領		
実施基準		☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価事業体系		分野		Ⅱ		子育て教育都市				
		政策		03		子育てしやすいまちの形成				
		施策		03		子どもの貧困対策とひとり親家庭等への支援				
目的		子どもたちが自由に学習できる環境を整えとともに指導員等を配置し、子どもたちの個別相談や学習指導を行うことによって、基礎的基本的な学習内容の習得や、学習意欲の向上を支援し、もって、子どもたちの自立支援を促す。								
対象者等		小学校5年生から中学校3年生まで								
内容		1 実施日・場所 毎週 月、水、金曜（小学生16：30～18：00、中学生18：15～19：45） 生涯学習センター（教育センター研修室）で実施（保護者負担なし） 2 実施体制 コーディネーター2名、指導員10名程度を配置。 コーディネーターは、指導員の出勤日の調整、教材等の準備、全体の統括を行う。 指導員（学生ボランティア等）は、児童からの相談を受けたり、学習指導を行う。								
経過		平成24年6月 事業開始 登録児童生徒数 および平均参加人数 24年度 小学生23名 中学生13名 計36名 平均11.6名 25年度 小学生36名 中学生28名 計64名 平均15.1名 26年度 小学生28名 中学生43名 計71名 平均17.5名 27年度 小学生28名 中学生39名 計67名 平均13.7名 28年度 小学生31名 中学生35名 計66名 平均14.7名 29年度 小学生22名 中学生34名 計56名 平均12.1名								
必要性		家庭環境等により学習の機会が不足したり学力低下に陥っている子どもなど、サポートを必要としている子どもは多いと考えられる。								
実施方法		（ ☐ 直営 ☐ ） （直営の場合 ☒ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員 ） コーディネーター及び指導員を配置する。								
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明			
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値（38年度）				
	① 開設場所（か所）	1	1	1	1	2				
	② 1日1館平均利用児童・生徒数（人）	13.7	14.7	12.1	13.0	20				
③										
事務事業の分類		分類についての説明・意見等								
30年度		31年度								
重点的に推進		重点的に推進		個別に学習相談や指導を行うことで、子どもの自立を促している。子どもの貧困対策のために必要な事業であり、推進していく。						

(単位：千円)

備考	行政費用のうち5割以上を学習ボランティアへの報償費を含む補助費等が占めている。 担当職員数2人減により、給与関係費が減少している。
----	--

考	
問題点	○学力向上及び自立支援を図るためには、コーディネーター及び指導員の質の確保や、教育的視点からの対応が不可欠である。 ○他関連事業との棲み分け等整理が必要である。

	平成29年度に取り組む 具体的な改善内容	平成29年度に実施した 改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	事業の委託化について具体的に検討していく。	委託化等、持続性のある実施方法について、関係事業と連携しながら検討した。	関係所管と調整し、学習支援事業の実施場所や実施方法について検討する。
②			
③			

他 区 の 実 況	(実施 21 区 未実施 1 区 不明 0 区)
	○足立区、大田区、墨田区、練馬区、葛飾区、千代田区、中野区、杉並区、港区、文京区、台東区、江東区、北区、板橋区では生活困窮世帯の子どもを対象とした学習支援事業を実施○江戸川区、品川区、新宿区、世田谷区、中央区、豊島区ではひとり親世帯の子どもを対象とした学習支援事業を実施

議 決	平成23年決算特別委員会「荒川区としても学習支援の活動の定着を目指すべき」
-----	---------------------------------------

議 会 質 問 状
況（要旨）

事務事業分析シート（平成30年度）										No1
事務事業コード		10-01-13			戦略プラン		☐ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名		子どもの居場所づくり事業			部課名		子育て支援部子育て支援課		課長名	伊藤
					担当者名		森島		内線	3812
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（30年度）		01-10-01		子どもの居場所づくり事業						
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 30年度 ☐ 29年度）				☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業				
開始年度		☐ 昭和 ☒ 平成		27年度		根拠		荒川区子どもの居場所づくり事業及び子ども食堂事業費補助金交付要綱		
終期設定		☐ 有 ☒ 無		年度		法令等				
実施基準		☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分		☒ 計画 ☐ 非計画				
行政評価 事業体系		分野		Ⅱ		子育て教育都市				
		政策		03		子育てしやすいまちの形成				
		施策		03		子どもの貧困対策とひとり親家庭等への支援				
目的		地域の力を生かしつつ子どもの居場所づくりを進めていく観点から、本事業を行う団体に対して、その実施経費の一部を補助することにより、民間による子育て支援事業を促進し、もって児童福祉の向上と子育て支援の充実を図る。								
対象者等		区内在住の18歳以下で、主に生活困窮世帯、ひとり親家庭等の支援を要する子ども及びその家庭								
内容		○事業内容 1 子どもの居場所づくり事業（対象：支援を要する子ども） （1）居場所事業…下記①～③を一体的に実施し、週1回程度以上行うもの ①子どもが集い、交流する場の提供及び交流の促進に関する事業 ②食事を調理し、提供する事業 ③学習指導及び相談、進学相談等に関する事業 （2）学習・体験事業…下記①～②を一体的に実施し、居場所事業の実施日以外の日に行うもの ①子どもが集い、交流する場の提供及び交流の促進に関する事業 ②学習指導及び相談、進学相談、社会参加等に関する事業 2 子ども食堂事業（対象：支援を要する子ども及びその家庭） 子どもやその家庭が集い交流する場及び食事を調理し提供する事業								
経過		平成27年4月 事業開始 [補助基準額]補助対象の子ども1人につき1回当たり2,000円 平成28年4月 事業内容・補助基準額の充実 平成29年度 子ども食堂事業補助を創設								
必要性		生活困窮世帯やひとり親世帯の子ども、不登校の子どもなど支援を必要とする子どもを対象に、食事の提供や学習支援を行う団体を支援することは、子どもが健全に成長し自立する上で重要な事業である。								
実施方法		（ ☐ 直営 ） （直営の場合 ☒ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員 ） 子どもの居場所づくり事業実施団体への補助事業								
指標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移				指標に関する説明		
				27年度	28年度	29年度	30年度 見込み			目標値 (38年度)
	① 補助団体数	2	5	5	10	15	年度末時点の登録実人数（子どもの居場所づくりのみカウント）			
	② 参加（登録）人数	41	92	93	110	200				
③										
事務事業の分類				分類についての説明・意見等						
30年度		31年度								
重点的に推進		重点的に推進		主に生活困窮世帯、ひとり親家庭等の支援を要する子どものための居場所づくりは重要な事業である。						

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	勘定科目		28年度	29年度	差額
	行政費用	給与関係費	2,527	2,871	344	行政収入	地方税	0	0	0
		物件費	0	0	0		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	6,541	7,671	1,130		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	143	692	549		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 9,211	▲ 11,234	▲ 2,023
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	9,211	11,234	2,023	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 9,211	▲ 11,234	▲ 2,023		
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 9,211	▲ 11,234	▲ 2,023			

備考	行政費用のうち約7割を事業実施団体への補助金にあたる補助費等が占めており、延べ利用人数の増により増加している。
----	---

- | | |
|--------|---|
| 問
題 | ・既存団体、新規団体について実施状況・課題の把握に努める
・支援が必要な子ども世帯が事業にスムーズに参加できるようにする必要がある。 |
|--------|---|

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む 具体的な改善内容	平成29年度に実施した 改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	各団体の実施状況・課題の把握を行う。	学習・生活支援相談員を配置し、各団体に訪問して実施状況の把握を行った。	支援が必要な子ども世帯が事業にスムーズに参加できるよう、ネットワークと連携して実施団体につないでいく。
②			
③			
他区の 実施状況	（実施 16 区 未実施 6 区 不明 0 区） 社会福祉協議会が実施する補助金や基金による補助金を含む。		
議会 （要旨） 質問状況	平成28年度2月会議 平成28年度6月会議 平成27年度2月会議 平成27年度9月会議 平成27年度6月会議		
	不登校対策の一つとしてありのままでいられる居場所作りを検討すること ふれあい館など区施設を提供した事業を早急に具体化し実施すること 支援の拡充、公共施設の利用を検討すべき 熊野前ひろば館等の直営施設を使い、区として同様の事業を実施すること 事業に対する予算を拡充していくべき		

事務事業分析シート（平成30年度）										No1
事務事業コード		10-01-28			戦略プラン		☐ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名		入院助産措置費			部課名		子育て支援部子育て支援課		課長名	伊藤
					担当者名		相談：羽田・川上・米田 事務：石山		内線	3814
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		01-05-01		入院助産事業費						
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 30年度 ☐ 29年度）				☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業		
開始年度		☒ 昭和 ☐ 平成		25 年度		根拠		児童福祉法第22条・第36条、荒川区児童福祉法		
終期設定		☐ 有 ☒ 無		年度		法令等		施行細則第15条、入院助産実施要綱		
実施基準		☐ 法令基準内 ☒ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価事業体系		分野		Ⅱ		子育て教育都市				
		政策		03		子育てしやすいまちの形成				
		施策		03		子どもの貧困対策とひとり親家庭等への支援				
目的		経済的な理由で病院または助産所に入院できない妊産婦を対象にその費用を助成し、安心して助産を受けられる制度を設け、もって母子の福祉増進に資することを目的とする。								
対象者等		保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院し出産することができない妊産婦（住民税非課税世帯・生保世帯）								
内容		東京都が認可する助産施設（病院・助産院）で出産した場合、下記の経費を助産施設に支払う。 ただし、都立施設の場合は都負担となる（利用者負担額は、健康保険等による出産一時金の10%） 1 入院料及び処置料 健康保険法等の規定する療養費・食事療養費 2 分娩介助料 236,200円 3 胎盤処置料 実費 4 新生児介補料 1日3,810円 5 新生児用品貸与料 1日500円 6 新生児介補料加算 1日3,190円 7 保険料 16,000円（平成21年1月から産科医療補償制度が創設されたことにともない、分娩費に上乗せされる損害保険料）								
経過		平成12年から都の補助制度について、見直し （助産扶助対象者基準について都独自基準の設定を廃止し、国と同一にした。） 平成21年1月から産科医療補償制度の損害保険料が支弁できる項目として加わった。 平成27年1月から保険料30,000円→16,000円に減額 平成27年4月から分娩介助料200,090円→201,480円に増額 平成28年4月から分娩介助料201,480円→209,180円に増額 平成29年4月から分娩介助料209,180円→236,200円に増額								
必要性		法定事業であり、経済的に困窮している妊婦が安全な環境で出産をするための児童福祉事業として、極めて必要性が高い。								
実施方法		☐ （1直営） ☐ （直営の場合 ☒ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員） 窓口申請（助産施設入所申込書記入）→面接記録表作成→訪問調査→助産の実施の承諾 （申請者・病院・都へ通知）→病院へ費用支払い（医療費については、国保連等を通じて支払う）								
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明		
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)			
	①	入院助産決定件数	12	10	8	10	10			
	②									
③										
事務事業の分類			分類についての説明・意見等							
30年度		31年度								
継続		継続		法定事業であり、経済的に困窮している妊婦が安全な環境で出産できるよう、児童福祉事業として必要な事業であり、継続して実施する。						

(単位：千円)

問題点・課題

行政費用は、職員の人件費等にあたる給与関係費と、入院料及び処置料等にあたる扶助費で構成されている。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む 具体的な改善内容	平成29年度に実施した 改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続き住民税非課税世帯に対し、都立病院への転院を薦めると同時に、国保・社保による出産一時金の直接支払制度利用を促す。	世帯の経済状況について丁寧な聞き取りを行い、都立病院への転院や出産一時金の利用を案内し、真に必要な世帯を入院助産利用に繋げた。	本制度は特定妊婦が行政に繋がる最初のきっかけになることが多いため、様々な課題を見落とすことがないよう関係機関に繋げる。
②	特定妊婦については、妊娠初期から保健師と子ども家庭支援センター職員等の関係機関と連携を図る。	出産直前で検診未受診の妊婦から相談が寄せられ、関係機関との連携と入院助産制度の適用により安全な出産を迎えることができた。	
③			
他区の状況	(実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区)
議会(要旨)			

事務事業分析シート（平成30年度）									
					No1				
事務事業コード		10-01-29			戦略プラン		○協働 ○業務 ○財務 ○人事		
事務事業名		母子生活支援施設（事務費）			部課名		子育て支援部子育て支援課		
					担当者名		相談：川上・来田 事務：石山 内線 3814		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		01-06-01			母子生活支援施設事業費				
事務事業の種類		○新規事業（○30年度 ○29年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業		
開始年度		●昭和 ○平成 40年度			根拠		児童福祉法、荒川区児童福祉法施行細則、荒川区母子生活支援施設運営費補助要綱		
終期設定		○有 ●無 年度			法令等				
実施基準		●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準			計画区分		○計画 ●非計画		
行政評価事業体系		分野		Ⅱ 子育て教育都市					
		政策		03 子育てしやすいまちの形成					
		施策		03 子どもの貧困対策とひとり親家庭等への支援					
目的		保護者が、配偶者のいない女子またはこれに準じる事情にある女子であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるとある場合において、その保護者から申込みがあったときは、その保護者及び児童を母子生活支援施設において保護しなければならない。（児童福祉法第23条）							
対象者等		児童の福祉に欠ける母子世帯 ●入所世帯数 15世帯（31人） 平成30年4月初日現在（定員20世帯） 広域入所 3世帯（6人）							
内容		・子育て支援として、病児保育・補助保育の実施。小学生以上の子には遊び・児童行事・学習指導などの実施。 ・日常生活の支援として、家事・育児等の相談、心理相談、施設内カウンセリングの実施。 ・就労支援として、職探しや資格取得の情報提供。 ・入所期間は原則2年 ●母子生活支援施設（名称ハイツ尾竹）・認可年月 平成18年2月 ・設置主体：社会福祉法人 東京都福祉事業協会 定員 20世帯 ・職員：常勤職員9人〔施設長1人、少年指導員兼事務員2人、母子支援員2人、心理療法担当職員1人、被虐待児個別対応職員1人、調理員1人、特別生活指導員1人〕、非常勤職員6人〔特別生活指導員1人、入所児童処遇特別職員1人、管理人1人、母子支援員1人、自立支援員1人、嘱託医1人〕							
経過		昭和24年 都の施設として開設 昭和40年 区に移管 平成7年度 東京都福祉事業協会に運営委託 平成10年度 児童福祉法改正により施設名称変更。母子寮⇒母子生活支援施設 児童福祉法に基づき平成13年4月より、入所について措置から契約による申込み制度に変更 平成13年度 国基準算定の定員が暫定20世帯に回復（前年度後半から入所世帯数が急増） 平成18年1月末 区立ハイツ尾竹廃止、同2月 私立母子生活支援施設開設 平成23年4月 広域母子生活支援施設（区外）への入所開始 平成27年11月 広域入所受入開始							
必要性		法定事業であり、養育に課題を抱える母子家庭の養育環境の改善に必要な事業である。							
実施方法		（2一部委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 国基準措置費は、認可定員・初日 в籍人数に基づき、毎月施設に支弁する。都基準加算分、区単独加算分は請求に基づき補助する。入所申込→面接→調査→入所の承諾→入所							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明	
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)		
	① 自立（退所）世帯数	10	8	9	6	5			
	② 入所者就労支援人数			4	5	5			
③ 平均在所年数（年度末現在）（カ月）	22	28	17	20	24				
事務事業の分類			分類についての説明・意見等						
30年度		31年度							
継続		継続		法定事業であり、養育に課題を抱える母子家庭の養育環境の改善に必要な事業であり、継続して実施する。					

予算・決算額等の推移			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額			88,978	96,192	101,800	109,143	103,114	120,026	126,489
決算額（30年度は見込み）			86,284	95,287	98,587	106,177	98,918	102,392	126,489
実績の推移	事項名（30年度は見込み）		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	月平均入所世帯数		16.2	18.7	18.4	15.4	17	16.5	17
	月平均入所者数		39.4	47.0	43.4	37.4	39.5	34.9	37
	相談件数（延べ）		36	24	28	191	294	412	350
	入所世帯数（新規）		7	5	5	7	12	6	7
予算・決算の内訳									
平成28年度（決算）			平成29年度（決算）			平成30年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
負担金補助等	都基準加算・区独自加算	10,380	負担金補助等	都基準加算・区独自加算	10,651	負担金補助等	都基準加算・区独自加算	13,318	
扶助費	措置費	88,539	扶助費	措置費	91,741	扶助費	措置費	113,165	
							旅費	6	

(単位：千円)												
行政コスト計算書	勘定科目			28年度	29年度	差額	勘定科目			28年度	29年度	差額
	行政費用	給与関係費		2,614	11,291	8,677	行政収入	地方税		0	0	0
		物件費		0	0	0		国庫支出金		48,649	46,732	▲ 1,917
		維持補修費		0	0	0		都支出金		24,325	23,937	▲ 388
		扶助費		88,539	91,741	3,202		分担金及び負担金		102	149	47
		補助費等		10,380	10,651	271		使用料及び手数料		0	0	0
		減価償却費		0	0	0		その他		0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額		0	0	0		行政収入合計(a)		73,076	70,818	▲ 2,258
		賞与・退職給与引当金繰入額		148	2,723	2,575		行政収支差額(a)-(b)=(c)		▲ 28,605	▲ 45,588	▲ 16,983
		その他行政費用		0	0	0		金融収支差額(d)		0	0	0
行政費用合計(b)			101,681	116,406	14,725	通常収支差額(c)+(d)=(e)			▲ 28,605	▲ 45,588	▲ 16,983	
特別費用(g)			0	0	0	特別収入(f)			0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)			0	0	0	当期収支差額(e)+(h)			▲ 28,605	▲ 45,588	▲ 16,983	
備考	行政費用のうち約8割を、施設への措置費にあたる扶助費が占めている。 担当職員数3人増により、給与関係費が増加している。											
問題点・課題	・入所者の持っている力を引き出すとともに、自立に向けての課題や現状を的確に把握する必要がある。 ・母子生活支援施設での支援が必要なケースでありながら、入所につながらない傾向にある。 ・広域利用の場合、区内施設であっても母子保護の実施機関は措置元であるため、入所者に問題があった場合には措置元の自治体の母子・父子自立支援員の指導が必要であり、区外母子生活支援施設に広域で措置する場合は、荒川区が母子保護の実施機関になる。 ・入所者の課題が複数入り組んでいることが多く、課題を改善することに困難な場合がある。											
問題点・課題の改善策												
	平成29年度に取り組む 具体的な改善内容				平成29年度に実施した 改善内容および評価				平成30年度以降に取り組む 具体的な改善内容			
①	入所者と施設とで個々の具体的な目標を設定した自立支援計画を作成する。				作成した自立支援計画を基に、入所者・施設・区の三者で自立支援面接を行い、これまでの振り返りや目標確認を行うことができた。				設定した目標を入所者が実行できるよう自立支援面接の頻度や内容を施設側と検討し、改善する。			
②	施設と区の母子・父子自立支援員による情報連絡会を定期的に行うほか、入所者に関わる関係機関との連携を密に行っていく。				今年度初めて施設と区の支援員による情報連絡会を実施。双方の課題を共有することができた。				平成30年度は、定期的に情報連絡会を実施し、入所者の課題解決に向けて連携を強化する。			
③	支援が必要なケースが入所につながるよう、母子・父子自立支援員が相談対応の中で事業内容について丁寧に説明を行っていく。				区で入所支援が必要と判断されるケースに対し、根気よく説明を行い、実際に入所後、養育環境の改善につながったケースもあった。							
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区) 母子保護事業は全区実施。自区内に施設を持たない区 3区(千代田、中央、文京)											
議会(要旨)												

事務事業分析シート（平成30年度）									
					No1				
事務事業コード		10-01-30			戦略プラン		○協働 ○業務 ○財務 ○人事		
事務事業名		ひとり親相談事業			部課名		子育て支援部子育て支援課		課長名
					担当者名		相談：羽田・中村・川上・来田、事務：阿部		内線
							伊藤		
							3815		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		01-01-01			ひとり親家庭相談事業費				
事務事業の種類		○新規事業（○30年度 ○29年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業		
開始年度		●昭和 ○平成 40 年度			根拠		母子及び父子並びに寡婦福祉法、東京都母子及び父子福祉資金貸付条例		
終期設定		○有 ●無 年度			法令等				
実施基準		○法令基準内 ●都基準内 ○区独自基準			計画区分		○計画 ●非計画		
行政評価事業体系		分野		Ⅱ		子育て教育都市			
		政策		03		子育てしやすいまちの形成			
		施策		03		子どもの貧困対策とひとり親家庭等への支援			
目的		母子・父子自立支援員がひとり親家庭からの経済上・生活上の問題等の相談に対応して支援を行い、ひとり親家庭の自立と安定、生活意欲の助長を図る。							
対象者等		区内在住のひとり親世帯（配偶者のない者で児童を扶養している者）							
内容		1 相談員による面接相談（常時実施） ひとり親家庭における生活相談、住宅相談、家庭紛争、医療相談、就職相談、その他 2 東京都母子及び父子福祉資金の貸付（母子及び父子福祉資金貸付事業参照）							
経過		昭和39年7月 母子福祉法施行 昭和40年3月 母子福祉法による母子相談員の設置要綱制定 昭和40年4月 福祉事務所区移管 昭和57年4月 母子及び寡婦福祉法と名称を改正 昭和62年4月 専任相談員制を廃止、面接相談員が兼務 平成12年4月 東京都母子福祉資金貸付事務が区長委任条項から「条例による事務処理の特例」制度に移行 平成14年11月 母子相談員の名称を母子自立支援員に改める 平成26年10月 母子及び父子並びに寡婦福祉法と名称を改正、母子自立支援員→母子・父子自立支援員 平成28年7月 母子・父子自立支援員と婦人相談員（正規職員）と相談員を兼務にした。 平成29年4月 専任の母子・父子自立支援員（非常勤）を1名増員							
必要性		法定事業であり、子どもの貧困対策の観点からも、ひとり親家庭の相談対応・支援する事業として極めて必要性が高い。							
実施方法		（1直営）（直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員） 母子父子自立支援員4名（専任非常勤1、婦人相談員兼任常勤3） 1 ひとり親世帯の来所相談 2 関係機関との連絡、協力依頼及び訪問調査 3 自立に向けた支援							
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明		
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)			
		①	ひとり親相談件数	1407	1384	2098		1630	1630
		②							
③									
事務事業の分類		分類についての説明・意見等							
30年度		31年度							
推進		推進		法定事業であり、子どもの貧困対策として、ひとり親家庭の様々な課題解決の支援を行うため、推進を図る。					

(単位：千円)

備	相談業務が主になるため、行政費用のうち8割以上を職員の人件費等にあたる給与関係費が占めている。
---	---

備考

問題点・	・ 転入や離婚で新たに来所したひとり親家庭の保護者が手当の手続きだけ行い、当係の相談につながりにくい傾向がある。 ・ 子どもの居場所やシングルマザーサロンなど、区内ボランティア団体の活動との連携を継続していく必要がある。
------	---

	平成29年度に取り組む 具体的な改善内容	平成29年度に実施した 改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	ひとり親家庭応援メールマガジンの 配信や民間住宅への転宅時の支援事 業など支援策の充実を図る。	メールマガジンの配信及び民間賃貸 住宅入所者支援事業を開始し、支援 を必要としている相談者に支援内容 を周知することができた。	母子・父子自立支援員がひとり親 家庭の抱える課題を的確にアセス メントし支援に繋げられるよう研 修等でスキルの向上を図る。
②	平成29年度に専任の母子父子自立支 援員を配置し、相談体制の充実を図 るとともに、区内ボランティア団体 等との連携を深めていく。	今年度より専任の母子父子自立支援 員を配置したことにより、常時ひと り親家庭からの相談に対して迅速に 対応することができた。	母子・父子自立支援員が子どもの 居場所やシングルマザーサロンに 同行するなど、区内ボランティア 団体との積極的な連携を図る。
③	民間賃貸住宅への入居に際して、課 題を抱えるひとり親家庭に対し、住 宅の紹介や保証委託料の補助を行 う。	児童扶養手当の現況届時などの機会 や、住宅相談の際には個別に事業の 説明を行い、メルマガやチラシによ る周知を図った。	必要な家庭が助成を受けられるよ う、折り触れて一層の事業周知に 努める。
他 区 の 実 況 （要旨）	（実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区）
議 会 質 問 状 況			

事務事業分析シート（平成30年度）										No1
事務事業コード		10-01-31			戦略プラン		☐ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名		ひとり親自立支援給付金事業			部課名		子育て支援部子育て支援課		課長名	伊藤
					担当者名		阿部 石山		内線	3815
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		01-02-01		ひとり親家庭自立支援給付金事業費						
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 30年度 ☐ 29年度）				☐ 建設事業		☐ それ以外の継続事業		
開始年度		☐ 昭和 ☒ 平成		16 年度		根拠		自立支援教育訓練給付金事業実施要綱		
終期設定		☐ 有 ☒ 無		年度		法令等		高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱		
実施基準		☒ 法令基準内		☐ 都基準内		☐ 区独自基準		計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画
行政評価事業体系		分野		Ⅱ		子育て教育都市				
		政策		03		子育てしやすいまちの形成				
		施策		03		子どもの貧困対策とひとり親家庭等への支援				
目的		ひとり親家庭の父または母の主体的な能力開発の取組を支援し、ひとり親家庭の自立の促進を図る。								
対象者等		区内在住のひとり親家庭の父または母で、児童扶養手当の支給を受けているか、又は同様の所得水準にある者								
内容		1 ひとり親自立支援プログラム策定事業 ひとり親自立支援プログラム策定員が、ひとり親の方をハローワーク等と連携して就労につなげる。 2 自立支援教育訓練給付金事業 資格取得のため、雇用保険制度の指定教育訓練講座を受講した際に、費用の60%相当額を給付する。 3 高等職業訓練促進給付金等事業 看護師、保育士等の養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、資格の取得が見込まれる場合、修業期間の全期間（上限3年間）非課税世帯月額100,000円、課税世帯70,500円を給付する。 4 親の学び直し支援事業 ひとり親家庭の親が、高卒認定資格を取得するための講座の受講費用を全額助成する。 5 ひとり親世帯等民間賃貸住宅入居支援事業 民間賃貸住宅へ入居する際に、保証会社を利用する際に支払う保証委託料を補助する。								
経過		平成15年4月 国において高等技能訓練促進費事業及び自立支援教育訓練給付金事業開始 平成16年8月 荒川区において高等技能訓練促進費事業及び自立支援教育訓練給付金事業開始 平成26年4月 高等技能訓練促進費→高等職業訓練促進給付金に名称変更 平成27年4月 ひとり親学び直し事業開始 平成28年4月 1 高等職業訓練促進給付金等事業 修業年限の拡大（2年以上→1年以上） 対象資格の拡大（准看護師、歯科衛生士、製菓衛生師、調理師、社会福祉士） 支給期間の延長（2年→3年） 2 自立支援教育訓練給付金事業 給付金支給額の引き上げ（4割→6割） 平成29年12月 民間賃貸住宅入居支援事業開始								
必要性		区報等でPRをする。窓口において、当該事業の対象者に事業説明をし、申請受理をする。 PR方法 ①児扶の現況届時にチラシ同封 ②区報掲載（8月の予定） ③ポスター掲示								
実施方法		（1直営）（直営の場合 ☒ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員） 区報等でPRをする。窓口において、当該事業の対象者に事業説明をし、申請受理をする。 PR方法 ①児扶の現況届時にチラシ同封 ②区報掲載（8月の予定） ③荒川区ホームページ								
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明			
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)				
		① 高等職業訓練促進給付金支給件数	7	4	5	9	7	件数は年度毎の支給件数。継続支給者は年度毎に1件と計上。		
		② 自立支援教育訓練給付金支給件数	0	4	5	7	5			
③ ひとり親学び直し支援事業	0	0	1	3	5					
事務事業の分類		分類についての説明・意見等								
30年度		31年度								
推進		推進		子どもの貧困対策として、ひとり親家庭の就業促進に向けた教育訓練や能力開発の機会を提供するために、推進を図る。						

予算・決算額等の推移			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額			5,684	10,047	6,900	12,011	9,894	7,956	13,042
決算額（30年度は見込み）			5,579	4,676	6,340	7,890	5,728	6,831	13,042
実績の推移	事項名（30年度は見込み）		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	自立支援給付金 件数		3	2	1	0	4	5	7
	高等職業訓練促進給付金 件数		5	4	6	7	4	5	9
	相談件数（延べ）		150	121	75	109	162	241	300
	学び直し支援 件数					0	0	1	3
予算・決算の内訳									
平成28年度（決算）			平成29年度（決算）			平成30年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
報酬	策定員報酬	1,224	報酬	策定員報酬	1,204	報酬	策定員報酬	1,222	
旅費	策定員特別旅費	1	旅費	策定員特別旅費	1	旅費	策定員特別旅費	2	
需用費	消耗品費・印刷製本費	75	需用費	消耗品費・印刷製本費	67	需用費	消耗品費・印刷製本費	77	
教育訓練給付金	高等職業訓練促進給付金	4,217	教育訓練給付金	高等職業訓練促進給付金	5,317	教育訓練給付金	高等職業訓練促進給付金	10,646	
	教育訓練給付金	210		教育訓練給付金	156		教育訓練給付金	336	
	高校卒業程度認定試験合格支援	0		学び直し支援	87		学び直し支援	259	
				民間賃貸住宅入居支援事業	0		民間賃貸住宅入居支援事業	500	

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	勘定科目		28年度	29年度	差額
	行政費用	給与関係費	2,793	4,874	2,081	行政収入	地方税	0	0	0
		物件費	76	67	▲ 9		国庫支出金	6,331	6,219	▲ 112
		維持補修費	0	0	0		都支出金	100	150	50
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	4,427	5,559	1,132		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	6,431	6,369	▲ 62
		賞与・退職給与引当金繰入額	89	885	796		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 954	▲ 5,016	▲ 4,062
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	7,385	11,385	4,000		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 954	▲ 5,016	▲ 4,062
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 954	▲ 5,016	▲ 4,062		

備考	行政費用のうち約5割をひとり親の高等職業訓練等の給付金にあたる補助費等が占めている。 相談件数及び給付件数の増により、給与関係費と補助費等が増加している。
----	--

問 題	・母子家庭では、非正規雇用・パート就労の割合が高いが、都営住宅など家賃が低額の住居の確保が難しい。 ・親の学び直し支援事業について、相談は年に数件あるが、実績が少ない。
--------	---

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む 具体的な改善内容	平成29年度に実施した 改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	相談はあるが実績に結び付いていない親の学び直し事業について、周知を徹底する。	周知を徹底した結果、2件申請へとつながった。	自立の第一歩として、親の学び直し支援をさらに周知し、より多くの方を利用へと繋げる。長期的、総合的なケアを充実させる。
②	児童扶養手当現況時に就労に関するアンケートを実施し、より多くのひとり親家庭の方を就労相談へと繋げる。	アンケートの内容を見直し、実施した結果、相談件数が増加し、多くの方を就労相談へ繋げることができた。	現況時の相談件数増に備え、事前にプログラム策定員の就労形態を見直すなど、受け入れ態勢を整える。アフターケアを充実させる。
③	ひとり親家庭民間賃貸住宅入居支援事業を実施することにより、住宅支援を行う。	対象者に案内を行い、事業の周知を努めた結果、相談案件として数件あったが、制度利用には至らなかった。	引き続き、メールマガジンや区報等で事業についてPRするとともに、相談中にも制度の活用について案内していく。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） ※高校卒業程度認定試験合格支援事業＜学び直し支援事業＞実施区：6区（台東区、世田谷区、杉並区、豊島区、板橋区、足立区）※民間賃貸住宅入居支援事業＜家賃助成事業含む＞実施区：12区（千代田区、新宿区、渋谷区、文京区、目黒区、台東区、北区、杉並区、練馬区、大田区、江戸川区）		
議会質問状況（要旨）	平成30年予算特別委員会 親の学び直し支援事業の実績がない		

事務事業分析シート（平成30年度）									
No1									
事務事業コード		10-01-32		戦略プラン		○協働 ○業務 ○財務 ○人事			
事務事業名		家庭相談事業		部課名		子育て支援部子育て支援課		課長名 伊藤	
				担当者名		専門相談：井上 その他相談：須田、川上、奥田、事務：石山		内線 3814	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		01-07-01		家庭相談事業					
事務事業の種類		○新規事業（○30年度 ○29年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業			
開始年度		●昭和 ○平成		40年度		根拠法令等		荒川区家庭相談実施要綱	
終期設定		○有 ●無		年度					
実施基準		○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分		○計画 ●非計画			
行政評価事業体系		分野 II		子育て教育都市					
		政策 03		子育てしやすいまちの形成					
		施策 03		子どもの貧困対策とひとり親家庭等への支援					
目的		(1) 離婚や親権、養育費などの問題について、専門の家庭相談員が相談に応じて助言を行うことによって問題解決の一助とする。 (2) 緊急一時保護を要する区民に対し、一時的に生活できる場を提供する。							
対象者等		区民全般							
内容		(1) 専門の家庭相談員（家庭裁判所の元調停員）が、週2回面接または電話による下記の内容の相談に応じ、必要な助言や情報提供を行う。 ・離婚問題・面会交流 ・夫婦及び内縁関係問題 ・婚費・養育費問題 ・夫婦間の財産の精算及び慰謝料に関すること (2) 罹災や家族からの暴力等からの避難など、一時的な住宅困窮者（単身男性除く）で緊急一時保護を要する場合に、特別区人事・厚生事務組合等が所管する緊急一時保護施設の利用のための手配を行い、次の安定した生活の場につなげる。							
経過		昭和40年4月 福祉事務所区移管にともない家庭相談についても区に移管 平成2年7月 非常勤専任相談員を廃止し、一般面接相談員の兼務とした。 平成13年度 東京家庭相談員連絡協議会に参加（年6回） 平成18年度 子育て支援部新設時に福祉部（当時保護課）から相談員を配置変更した際に事業移管 平成23年度 予算を子育て支援課事務費に移管。予算事業名廃止 平成24年度 家庭相談員に元調停委員による専門相談員を配置し、専門相談として強化した。 相談日：毎週2回 午後1時から午後5時（予約制） 平成30年度 予算科目見直しに伴い予算事業名復活							
必要性		家庭問題の中でも、離婚、親権、養育費等専門的な領域の相談に対応し、区民の課題解決及び子どもの貧困対策のために、必要な事業である。							
実施方法		(1直営) (直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ●臨時職員) 報償費による専門相談員1名 専門相談については、火・水の午後の予約による相談受付（面接・電話）、その他は常勤職員が対応							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明	
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)		
	① 家庭相談件数		199	174	194	194	200		
	② 上記のうち、専門相談員相談件数(再掲)		73	90	73	90	90		
③									
事務事業の分類			分類についての説明・意見等						
30年度		31年度							
推進		推進		法定事業であり、保護者からの相談に応じて養育費の確保についての助言を行うなど、生活を支援するために必要な事業であり、推進を図っていく。					

予算・決算の内訳								
平成28年度（決算）			平成29年度（決算）			平成30年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	家庭相談員報償費	1,280	報償費	家庭相談員報償費	1,280	報償費	家庭相談員報償費	1,306
負担金	東京家庭相談員 連絡協議会分担金	4	負担金	東京家庭相談員 連絡協議会分担金	4	負担金	東京家庭相談員 連絡協議会分担金	4

備考	相談業務が主となるため、行政費用は職員の人件費等を含む給与関係費と、専門相談員への報償費の補助費等である。
問題点・課題	・家庭相談の中に、ひとり親になった場合の相談やDV被害に該当する相談内容があるので、母子・父子自立支援員や婦人相談員と連携して対応する必要がある。 ・女性、ひとり親家庭以外の住宅困窮者の緊急一時保護についても子育て支援課で行っているが、婦人相談員、母子・父子自立支援員の業務範囲ではないため、他部署との調整が必要である。

問題点・課題の改善策			
	平成29年度に取り組む 具体的な改善内容	平成29年度に実施した 改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	今後もわかりやすい周知を工夫して いくとともに、他部署とも調整を 図っていく。	家庭相談のチラシを区民事務所や保 育園、ふれあい館等に配架し周知に 努めた。	今後も離婚や養育費、面会交流に ついての相談ニーズは増加すると 思われるため、区民への周知に努 める。
②			生活困窮を所管する他部署との業 務の調整を図る。
③			
他 区 の 実 況	（実施 18 区	未実施 4 区	不明 0 区）
家庭相談員設置区 18区。（うち東京家庭相談員連絡協議会 会員区15区） 未実施区（目黒・文京・中野・北・葛飾）			
議会 （要旨） 質問 状況			

事務事業分析シート（平成30年度）									
					No1				
事務事業コード		10-01-33			戦略プラン		☐ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事		
事務事業名		女性相談事業			部課名		子育て支援部子育て支援課		課長名
					担当者名		相談：羽田・後藤・川上・栗田 事務：石山		内線
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		01-06-01		女性相談事業					
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 30年度 ☐ 29年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業							
開始年度		☒ 昭和 ☐ 平成		32 年度		根拠		売春防止法・DV防止法・東京都女性相談員設置要綱	
終期設定		☐ 有 ☒ 無		年度		法令等			
実施基準		☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系		分野		Ⅱ		子育て教育都市			
		政策		03		子育てしやすいまちの形成			
		施策		03		子どもの貧困対策とひとり親家庭等への支援			
目的		女性の生活、職業、その他の諸問題について、婦人相談員が相談、助言指導、関係機関との連絡調整を行い、女性が自立と安定した生活を送るための必要な支援を行う。							
対象者等		区内女性							
内容		婦人相談員による面接相談及び必要な援助 1 荒川区女性福祉資金の貸付相談（新規貸付は現在休止中） 2 婦人相談 相談による指導・助言							
経過		昭和31年5月 売春防止法制定 昭和32年4月 東京都婦人相談所発足（売春防止法） 昭和32年6月 東京都婦人相談所一時保護事業開始（定員25人） 昭和40年4月 福祉事務所区移管 婦人相談員の身分を都職員から区職員へ切替 昭和62年4月 専任相談員制を廃止、面接相談員が兼務							
必要性		法定事業であり、区内女性の安全と生活を守るために、極めて必要性の高い事業である。							
実施方法		☒ 1直営 ☐ （直営の場合 ☒ 常勤 ☒ 非常勤 ☐ 臨時職員） 婦人相談員 4 名（係長及び常勤 2 名・・・母子父子自立支援員兼務、非常勤専任婦人相談員 1 名）							
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明		
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)			
	① 女性相談件数（延べ人数）	613	1414	1099	1300	1300			
	②								
③									
事務事業の分類		分類についての説明・意見等							
30年度		31年度							
推進		推進		法定事業であり、女性の相談に的確に対応し、支援を充実していくために必要な事業であり、推進を図っていく。					

予算・決算額等の推移			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額			65	68	71	1,569	3,744	3,638	3,761
決算額（30年度は見込み）			50	38	44	1,489	3,574	3,398	3,761
実績 の 推 移	事項名（30年度は見込み）		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	女性相談		145	125	266	613	1414	1099	1300
予算・決算の内訳									
平成28年度（決算）			平成29年度（決算）			平成30年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
報酬	非常勤職員報酬	2,801	報酬	非常勤職員報酬	2,728	報酬	非常勤職員報酬	2,896	
共済費	非常勤職員共済費	411	共済費	非常勤職員共済費	408	共済費	非常勤職員共済費	430	
旅費	非常勤職員特別旅費	34	旅費	非常勤職員特別旅費	41	旅費	非常勤職員特別旅費	48	
需用費	相談室消耗品・書籍等	7	需用費	相談室消耗品・書籍等	9	需用費	相談室消耗品・書籍等	29	
役務料	移送費・電話料・郵送料等	204	役務料	移送費・電話料・郵送料等	167	役務料	移送費・電話料・郵送料等	224	
委託料	同行支援等	111	委託料	同行支援等	12	委託料	同行支援等	102	
負担金補助等	婦人相談研究会費	6	負担金補助等	婦人相談研究会費	6	負担金補助等	婦人相談研究会費	6	

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目	28年度	29年度	差額	勘定科目	28年度	29年度	差額		
	行政費用	給与と関係費	8,017	9,794	1,777	行政収入	地方税	0	0	0
		物件費	356	311	▲ 45		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	6	32	26		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	453	2,362	1,909		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 8,832	▲ 12,499	▲ 3,667
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	8,832	12,499	3,667		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 8,832	▲ 12,499	▲ 3,667
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 8,832	▲ 12,499	▲ 3,667		

相談業務が主となるため、行政費用の大半を、職員の人件費等にあたる給与関係費が占めている。

問題	・近年、若年女性の貧困問題など女性に関わる問題は多岐に渡り、既存の法や社会資源では対応できないケースが出てきているため、婦人相談員は専門的知識と豊富な経験、高度な対応力が求められる。
----	---

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む 具体的な改善内容	平成29年度に実施した 改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	婦人相談員の業務内容等について、関係機関に周知するとともに、生保CWや保健師など日常的に関わる機関との打合せを密にする。	関係機関対象に外部講師の研修により知識を深めるとともに、各関係機関との情報共有の強化を図ることができた。	相談者に関わる各種行政手続きについて関係機関と調整を図り、よりよい支援に繋げる。
②	専門的な研修の受講や他区の習熟した婦人相談員の対応に学ぶグループスーパービジョン等の機会を活用しスキルの研鑽に努める。	婦人相談員が東京都主催の研修や他区とのグループスーパービジョンに積極的に参加し、組織内で知識の共有を図った。	
③			
他区の 実施状況	(実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区)
議会 （要旨） 質問状	平成27年予算特別委員会 平成27年6月会議	婦人相談員の配置は十分であるか 若い女性の貧困、性暴力防止への取組について	

事務事業分析シート（平成30年度）										No1
事務事業コード		10-01-34			戦略プラン		☐ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名		女性福祉資金貸付事業			部課名		子育て支援部子育て支援課		課長名	伊藤
					担当者名		阿部 石山		内線	3813
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）										
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 30年度 ☐ 29年度）			☐ 建設事業		☐ それ以外の継続事業			
開始年度		☒ 昭和 ☐ 平成 50 年度			根拠		荒川区女性福祉資金貸付条例			
終期設定		☒ 有 ☐ 無 23 年度			法令等		荒川区女性福祉資金貸付条例施行規則			
実施基準		☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系		分野		Ⅱ		子育て教育都市				
		政策		03		子育てしやすいまちの形成				
		施策		03		子どもの貧困対策とひとり親家庭等への支援				
目的		女性〔配偶者がいない、もしくはいてもその扶養を受けられない者〕に対して、資金を貸し付けることにより、その経済的自立と生活意欲の助長を図り、女性の福祉増進に寄与する。								
対象者等		上記女性で、以下の要件の全部に該当する者。① 他から同種の貸付を受けられないこと ② 都内に6ヶ月以上居住していること ③20歳以上の者 ④ 直系親族又は兄弟姉妹を扶養している者（被扶養者がいない場合には、所得による制限（3,580,000円以下）あり）								
内容		○資金及び限度額 ◆事業開始資金 2,830千円 ◆事業継続資金 1,420千円 ◆技能習得資金（月額）68千円 ◆就職支度資金 100千円 ◆医療介護資金 340千円（医療）・500千円（介護） ◆生活資金（月額）103～141千円 ◆住宅資金（※） 1,500千円 ◆転宅資金（※） 260千円 ◆結婚資金（※） 300千円 ◆修学資金（月額）18～64千円 ◆就学支度資金 39～590千円 ※の資金は利子1％、それ以外は無利子								
経過		昭和33年1月 東京都婦人更生資金貸付条例施行（都単独事業、対象者…売防法要保護女子） 昭和39年3月 東京都婦人福祉資金条例施行（対象から売防法を削除） 昭和50年4月 区事務移管（荒川区婦人福祉資金条例制定） 平成3年10月 名称改正（荒川区婦人福祉資金条例から荒川区女性福祉資金貸付条例に改正）貸付対象年齢引き下げ（25歳→20歳） 平成8年4月 療養資金・生活資金（一部）無利子に改正 平成9年4月 利息改正 3% → 1%（利率を規則事項に改正・都は3％のまま） 平成11年4月 生活資金・就職支度金を無利子に改正、修学資金に特別限度額を設定 平成13年4月 事業開始資金・事業継続資金を無利子に改正、医療資金を医療介護資金に改正 平成23年4月 新規貸付を停止								
必要性		実績が少なく類似する貸付事業（社協貸付）により代替可能のため必要性は低い。 同様の貸付制度があり、代替が充分可能であることから、条例を廃止する予定である。廃止時期は社会状況を踏まえて決めていく。								
実施方法		（ ☒ 直営）（直営の場合 ☒ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員） 平成23年度から新規貸付停止。継続貸付分（平成22年9月～平成25年3月）が終了したため、平成25年度から償還事務のみ実施。償還不可能なものは債権管理委員会で債権の整理を検討								
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明		
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)			
	① 貸付件数	0	0	0	0	0				
	② 償還率	90.7	76.8	95.2	95	95				
③										
事務事業の分類			分類についての説明・意見等							
30年度		31年度								
休止・完了		休止・完了		類似事業で対応可能のため、23年度で新規貸付を停止している。						

(単位：千円)

新規貸付は停止しており、滞納者への対応が主な業務となっているため、職員の人件費等にあたる給与関係費のみ行政費用としてかかっており、担当職員数1人増により増加している。

償還意思はあるものの、家計や健康の状況から滞納が長期にわたっているケースがある。

	平成29年度に取り組む 具体的な改善内容	平成29年度に実施した 改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む 具体的な改善内容
--	-------------------------	--------------------------	---------------------------

①

他区の実
施状況

議金質問狀
況（要旨）

事務事業分析シート（平成30年度）										No1
事務事業コード		10-01-35			戦略プラン		☐ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名		ひとり親家庭休養ホーム事業			部課名		子育て支援部子育て支援課		課長名	
					担当者名		阿部・石山		内線	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		01-04-01		ひとり親家庭休養ホーム事業費						
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 30年度 ☐ 29年度）			☐ 建設事業		☐ それ以外の継続事業			
開始年度		☒ 昭和 ☐ 平成 56 年度			根拠		法令等			
終期設定		☐ 有 ☒ 無 年度			荒川区ひとり親家庭休養ホーム事業実施要綱					
実施基準		☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系		分野		Ⅱ 子育て教育都市						
		政策		03 子育てしやすいまちの形成						
		施策		03 子どもの貧困対策とひとり親家庭等への支援						
目的		ひとり親家庭の親子を対象に、休養及びレクリエーションのために宿泊施設並びに日帰り施設を指定し、低廉な価格で利用できるよう助成することにより、ひとり親家庭の福祉の向上と健康の増進に資する。								
対象者等		ひとり親家庭の親子								
内容		宿泊施設・日帰り施設を指定し、利用料の助成を行うことによって、ひとり親家庭が親子で気軽に楽しめるレクリエーションの機会を提供する。 [14年度から] ① 指定施設 宿泊施設（グリーンパール那須・清里高原ロッジ・ニューアカオ） 日帰り施設（荒川スポーツセンター・荒川遊園・スポーツハウス） ② 助成限度額 宿泊：大人・子どもともに 3,000円 日帰り：大人・子どもともに 1,000円 ③ 利用限度 宿泊は1泊1回のみ、日帰りは2回利用可								
経過		平成12年 日帰り子どもの助成限度額を都基準額に改正（2,000円→1,500円） 平成13年 指定施設変更（「安房もとな荘」指定解除・「ディズニースー」追加指定） 対象年齢を「20歳未満」から「18歳に達した年度末まで」に改正 平成14年 指定施設変更（区有施設に限定）宿泊施設（72→3ヶ所）日帰り施設（4→3ヶ所） 助成限度額変更（宿泊：大人6,490円→3,000円 子ども5,770円→3,000円） （日帰り：大人2,000円→1,000円 子ども1,500円→1,000円） 利用限度回数変更（宿泊・日帰り合わせて2回→宿泊は1泊1回のみ、日帰りは2回利用可） 平成23年5月 荒川遊園回数券配布方式→利用券交付様式に変更								
必要性		ひとり親家庭のレクリエーションに対する助成を行うことによって、家庭内のコミュニケーションの向上と休養を図る一助となっている。								
実施方法		（ ☒ 直営）（直営の場合 ☒ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員） 年度当初に指定施設と契約。利用者の申請によりひとり親家庭であることを確認し、利用券を発行。施設からの利用実績に基づき支出。								
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明		
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値（38年度）			
	① 利用者延人員	576	665	590	609	610	22年度より統計			
	② 利用券未引替延人員（日帰り）	160	101	132	132	132				
③										
事務事業の分類			分類についての説明・意見等							
30年度		31年度								
継続		継続		ひとり親家庭へのレクリエーション機会の提供を行うために必要事業であり、継続して実施する。						

(単位：千円)

問題点・課題

行政費用は、職員の人件費等にあたる給与関係費と、各施設使用料にあたる物件費で構成されている。

日帰り利用対象施設となっている荒川遊園及び荒川総合スポーツセンターが改修工事により利用不可となるため、利用施設が限られる。

	平成29年度に取り組む 具体的な改善内容	平成29年度に実施した 改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む 具体的な改善内容			
①	ひとり親家庭アンケート調査の結果から、事業の認知度がさほど高くないことが明らかになったため、一層の周知に努める。	ひとり親家庭応援メールマガジンや、区報等を用いて周知を行った。	29年度までの事業の周知方法について検証。随時、改善していく。			
②	利用対象施設の拡大を検討するなど、事業の充実を図る。	利用対象施設について、拡大を検討した。	利用施設が限られるため、利用対象施設の拡大に努める。			
③						
他区の実況 状況 (要旨)	(実施 10 区 未実施 12 区 不明 0 区) 未実施区(千代田・文京・台東・墨田・江東・目黒・大田・中野・豊島・足立・葛飾・江戸川)					

事務事業分析シート（平成30年度）										No1	
事務事業コード		10-01-36			戦略プラン		☐ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事				
事務事業名		ひとり親家庭サポート事業費			部課名		子育て支援部子育て支援課		課長名	伊藤	
					担当者名		石山		内線	3813	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		01-05-01		ひとり親家庭サポート事業費							
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 30年度 ☐ 29年度）								☐ 建設事業	☐ それ以外の継続事業
開始年度		☒ 昭和 ☐ 平成			57 年度		根拠		・母子及び父子並びに寡婦福祉法第17条・荒川区ひとり親家庭サポート事業実施要綱		
終期設定		☐ 有 ☒ 無			年度		法令等				
実施基準		☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価事業体系		分野		Ⅱ		子育て教育都市					
		政策		03		子育てしやすいまちの形成					
		施策		03		子どもの貧困対策とひとり親家庭等への支援					
目的		日常生活を営むのに著しい支障があるひとり親家庭に対して、一定の期間ホームヘルパー等を派遣し、日常生活の世話等必要なサービスを行うことにより、ひとり親家庭の福祉の増進を図る。									
対象者等		区内に住所を有する小学生以下の児童がいるひとり親家庭で、ひとり親家庭の親又は児童又は日常の家事・育児をしている同居の祖父母等が一時的傷病の場合									
内容		ヘルパー派遣業者等と委託契約を締結し、利用者の申請に基づきベビーシッターまたはホームヘルパーを派遣する。 【派遣回数】同一世帯につき原則として月5回以内（最大12回まで） 【派遣時間】午前7時～午後8時（ただし育児援助は午後10時）の間で2時間以上8時間以内（1時間単位） 【援助内容】①育児援助 ②家事援助									
経過		昭和57年度 ヘルパー派遣事業開始 ひとり親となった直後 月8回派遣 3ヶ月を限度 昭和58年度 ひとり親となった直後 月12回派遣 3ヶ月を限度 昭和59年度 ひとり親となった直後 月12回派遣 6ヶ月を限度 昭和61年度 ヘルパー派遣時間帯の延長 午前10時～午後4時 → 午前7時～午後7時 昭和62年度 ひとり親となった直後 月12回派遣 期間を削除 平成3年度 ひとり親となってから2年以内 月12回派遣 平成12年度 育児はひとり親となってから1年以内で小学校3年生以下に変更 平成14年度 事業対象者該当事由変更 平成20年度 ひとり親家庭サポート事業を開始し、就職活動、技能習得の通学、冠婚葬祭等を加えた 平成23年度 ひとり親1年以内と、母子自立支援プログラム参加、学校の公的行事参加等を加えた 平成25年度 家事支援の派遣時間を午後10時までから午後8時までとした									
必要性		ひとり親の安定した生活と自立促進に寄与するうえで、必要な事業である。									
実施方法		☐ （3委託） ☐ （直営の場合 ☐ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員） 1 区は、業者とヘルパー派遣委託契約を締結する。 2 事前の登録が必要。利用時にその都度申請書を提出してもらい、区は派遣の可否を決定する。									
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明				
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値（38年度）					
		①ヘルパー利用時間数	637	497	381	505	600	利用時間数／利用回数			
		②ヘルパー利用平均時間数（1日当たり）	6.3	4.7	5.2	5.4	5				
③ヘルパー利用回数	101	104	73	92	120						
事務事業の分類		分類についての説明・意見等									
30年度		31年度									
継続		継続		法定事業であり、ひとり親家庭の生活支援のために必要な事業であり継続して実施する。							

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	勘定科目		28年度	29年度	差額
	行政費用	給与関係費	1,307	1,531	224	行政収入	地方税	0	0	0
		物件費	954	850	▲ 104		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	74	369	295		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 2,335	▲ 2,750	▲ 415
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0		
	行政費用合計(b)	2,335	2,750	415	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 2,335	▲ 2,750	▲ 415		
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 2,335	▲ 2,750	▲ 415			

備考	行政費用は、職員の人件費等にあたる給与関係費と、ヘルパー派遣の委託料にあたる物件費で構成されている。
----	--

問題点・	・29年度は利用率が低く、決まった家庭の利用が多かった。よりわかりやすい形の周知に努め、事業の認知度を上げていく ・利用要件が厳しく、事業利用までつながらないケースがあったため、より多くの区民が利用しやすい方法を検討する。
------	--

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む 具体的な改善内容	平成29年度に実施した 改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	周知を徹底するとともに、実施方法を見直して区民が利用しやすい方法を検討する。	他の相談で来所したひとり親家庭の方にも生活状況を聞き取り、利用を勧めた。児童扶養手当の現況届時に個別で事業案内を行った。	チラシやメールマガジン等で積極的に周知を図り、児童扶養手当の現況届時の個別の事業案内についても継続して行っていく。
②			実施方法について見直し、より多くの区民が利用しやすい方法を検討する。
③			
他区の実況	（実施 18 区 未実施 4 区 不明 0 区） 未実施区 墨田区（ひとり親家庭に特化しない形で実施）・葛飾区（社会福祉協議会実施）・足立区（子育て事業として実施）・北区		
議会質問状況（要旨）			

事務事業分析シート（平成30年度）										No1
事務事業コード		10-01-37			戦略プラン		☐ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名		母子及び父子福祉資金貸付事業			部課名		子育て支援部子育て支援課		課長名	伊藤
					担当者名		相談：羽田・中村・川上・栗田、事務：阿部		内線	3815
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		---			母子福祉資金貸付歳出金					
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 30年度 ☐ 29年度）			☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度		☒ 昭和 ☐ 平成			28 年度		根拠		母子及び父子並びに寡婦福祉法、東京都母子及び父子福祉資金事務取扱要領	
終期設定		☐ 有 ☒ 無			年度		法令等			
実施基準		☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系		分野		Ⅱ		子育て教育都市				
		政策		03		子育てしやすいまちの形成				
		施策		03		子どもの貧困対策とひとり親家庭等への支援				
目的		配偶者のいない女子又は男子で現に児童（20歳未満）を扶養している者に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するために資金を貸付ける。								
対象者等		都内に6ヶ月以上居住している、母子家庭の母又は父子家庭の父等で、20歳未満の児童を扶養している者 <他貸付制度との関係> 1 生活福祉資金→母子が優先 2 女性福祉資金→母子が優先								
内容		○資金及び限度額 ◆事業開始資金 2,850千円 ◆事業継続資金 1,430千円 ◆技能習得資金 460千円 ◆修業資金（※） 460千円 ◆就職支度資金（子のみ※） 330千円 ◆医療介護資金（医療資金 340千円）（介護資金 500千円） ◆生活資金 141千円／月額 ◆住宅資金 1,500千円 ◆転宅資金 260千円 ◆結婚資金 300千円 ◆修学資金（※） 27～96千円／月額 ◆就学支度資金（※） 40～590千円 ※以外の資金は、保証人がいる場合無利子、いない場合は1.0%利子 ※の資金は無利子 収入状況により、連帯保証人が必要な場合あり ※平成28年度より、修学資金の貸付限度額を特別貸付限度額に一本化								
経過		昭和28年4月 母子福祉資金の貸付等に関する法律施行／昭和39年7月 母子福祉法施行*旧法廃止 昭和57年4月 母子及び寡婦福祉法施行（名称改正） 平成10年4月 利子の一部を無利子化 平成12年4月 利子の一部を無利子化（事業開始・事業継続） 療養資金を医療介護資金に改正 平成14年11月 特例児童扶養資金の創設、生活資金（生活安定貸付）の拡充 平成18年4月 生活資金の貸付要件を緩和 平成19年7月 特例児童扶養資金の終了 平成21年6月 利子の全部を無利子化、保証人要件の緩和 平成22年4月 都立高校授業料無償化、私立高校等就学支援金制度制定。就学支援金対象分を減額 平成26年10月 父子家庭への対象拡大、20歳未満の子を扶養していて20歳以上の子がいる場合の20歳以上の子の貸付可能（修業資金・結婚資金・修学資金・就学支度資金）となった。 平成27年4月 口座振替（ペイジー含む）による償還開始								
必要性		ひとり親家庭の経済的自立の促進と生活意欲の助長及び子どもの福祉を増進する事業として必要性が高い。								
実施方法		（ ☐ 直営）（直営の場合 ☒ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員） <貸付審査会>「東京都母子及び父子福祉資金並びに荒川区女性福祉資金貸付審査会」を設置。 <広報> 年1回、区報に掲載（8月に掲載予定） ひとり親相談、女性相談の対応の際に周知								
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明		
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値（38年度）			
	① 貸付件数	110	93	92	113	120				
	② 償還率	39.2	41.6	44	44	45				
③										
事務事業の分類			分類についての説明・意見等							
30年度		31年度								
継続		継続		法定事業であり、ひとり親家庭の児童の修学のための資金貸付など、子どもの貧困対策として、必要な事業であるため継続して実施する。						

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		—	—	—	—	—	—	—
決算額（30年度は見込み）		—	—	—	—	—	—	—
実績の推移	事項名（30年度は見込み）	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	修学資金 貸付件数	97	99	98	84	73	78	83
	就学支度資金 貸付件数	32	29	24	24	20	13	27
	その他資金 貸付件数	2	1	2	3	0	1	3
	貸付額（単位：千円）	67359	63844	66,271	59,113	53,579	61,401	74,672

[illegible]

(単位：千円)

勘定科目		28年度	29年度	差額	勘定科目		28年度	29年度	差額	
行政コスト計算書	行政費用	給与関係費	11,851	9,377	行政収入	地方税				
		物件費					国庫支出金			
		維持補修費					都支出金			
		扶助費					分担金及び負担金			
		補助費等					使用料及び手数料			
		減価償却費					その他			
		不納欠損・貸倒引当金繰入額					行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	670	2,261		1,591	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 12,521	▲ 11,638	883
		その他行政費用					金融収支差額(d)			
		行政費用合計(b)	12,521	11,638		▲ 883	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 12,521	▲ 11,638	883
	特別費用(g)				特別収入(f)					
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 12,521	▲ 11,638	883		

備考	本事務事業は、特別区における東京都の事務処理の特例により実施しているため、職員の人件費等にあたる給与関係費のみかかっている。
----	--

問題点・課題	・修学資金等、学費にかかる貸付の場合、志望校によっては複数資金（奨学金）での貸付が必要な場合もあり、生活の収支と償還能力のバランスの見極めが必要である。 ・償還事務についても、滞納し始めた際に事情を聴くなど、支援につなげることで滞納の長期化を防ぐ工夫が求められる。特に長期未納者に対しては、借受人自宅への督促訪問や、連帯保証人への請求、生保受給者であればCWとの連携を図る等、督促の強化を行う必要がある。
--------	---

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む 具体的な改善内容	平成29年度に実施した 改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続き、貸付相談の中に他に困難な状況がないか丁寧に確認し、相談者と一緒に課題を整理していく。	聞き取りを丁寧に実施することで、就労支援や生活保護相談等、他の支援に繋ぎ、相談者と一緒に貸付以外の問題を解決することができた。	収支に課題がある世帯に対しては家計相談に繋ぐなど、収支の改善を促し、無理のない借入、償還計画を立てる。
②	滞納初期段階より督促を実施し、滞納が長期化しないよう努める。支払が見られない場合は電話・訪問等を随時行う。	滞納初期段階で支払が見られないケースについて通知を出した。また、長期で支払が見られないケースについて電話・訪問を行った。	連絡が取れない長期滞納者について、戸籍調査等を行い、連絡を取り、支払を再開するよう促す。
③	貸付相談時に、世帯及び家計状況を詳しく聞き取り、借入及び償還が計画的に出来るよう、相談者を促す。	聞き取り事項に漏れが出ないよう調査票を作成。また生活収支を確認し、各借受人に対し適切な借入・償還計画を立てることが出来た。	

其他	(实施	22	区	未实施	0	区	不明	0	区)
----	------	----	---	-----	---	---	----	---	-----

[illegible]

事務事業分析シート（平成30年度）										No1
事務事業コード		10-01-39			戦略プラン		☐ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名		児童育成（育成・障害）手当給付事業			部課名		子育て支援部子育て支援課		課長名	
					担当者名		本間		内線	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		01-01-02		児童育成手当						
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 30年度 ☐ 29年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業								
開始年度		☒ 昭和 ☐ 平成 47 年度			根拠法令等		荒川区児童育成手当条例・同施行規則			
終期設定		☐ 有 ☒ 無 年度								
実施基準		☐ 法令基準内 ☒ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系		分野		Ⅱ 子育て教育都市						
		政策		03 子育てしやすいまちの形成						
		施策		03 子どもの貧困対策とひとり親家庭等への支援						
目的		児童を養育している母子・父子家庭に手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。								
対象者等		【育成手当】父母の離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない児童（18歳になった日以降の最初の3月31日まで）を養育しているひとり親等 【障害手当】20歳未満で中度以上の障がいがある児童を養育している父母等								
内容		●育成手当 児童一人 13,500円/月 障害手当 児童一人 15,500円/月 を申請のあった翌月から年3回（6・10・2の各月）にまとめて支給。 ●都で実施していた、認定に係る障がい判定事務を16年度から区で実施。								
経過		●都事業として始まり、現在に至る。（母子、父子ともに対象） ●平成12年6月、所得制限限度額を特別障害者手当と同基準に改正。（所得制限強化） ●平成24年度、報償費、一般需用費、役務費、扶助費を児童手当事業費から育成手当予算に独立させる。								
必要性		離婚等により生活が安定していないひとり親家庭等に手当を支給し、子育てに伴う経済的負担を軽減する必要がある。								
実施方法		（2一部委託）（直営の場合 ☐ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員） 窓口にて申請受付→審査→決定・給付。年1回（6月）現況届により、受給資格を確認し継続の可否を決定。29年度から事務の一部（通知発送・現況発送準備、受付等）を業務委託。								
指標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移				指標に関する説明		
				27年度	28年度	29年度	30年度見込み			目標値（38年度）
	① 育成手当受給児童数	2602	2642	2595	2595	2595	（年度末児童数）			
	② 障害手当受給児童数	150	146	134	134	134	（年度末児童数）			
③										
事務事業の分類				分類についての説明・意見等						
30年度		31年度								
継続		継続		現状の内容で実施していく。						

予算・決算額等の推移			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額			479,785	484,811	491,769	470,794	463,692	455,226	461,245
決算額（30年度は見込み）			478,453	484,730	480,871	469,672	462,943	454,689	461,245
実績 の 推 移	事項名（30年度は見込み）		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	育成手当児童数		2784	2819	2800	2741	2642	2595	2595
	障害手当児童数		146	147	144	136	146	134	134
	併給（再掲）		(21)	(17)	(21)	(25)	(28)	(27)	(27)
	受給児童数計		2922	2966	2944	2877	2788	2756	2756
予算・決算の内訳									
平成28年度（決算）			平成29年度（決算）			平成30年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
報償費	判定医謝礼	0	報償費	判定医謝礼	0	報償費	判定医謝礼		24
需用費	事務用品、印刷製本	19	需用費	事務用品	23	需用費	事務用品		86
役務費	郵便料	272	役務費	郵送料	270	役務費	郵送料		428
扶助費	育成手当 ①13,500×延べ32,826人	462,652	扶助費	育成手当①13500×延31,700人	454,396	扶助費	育成手当①13,500×延32,604人		460,707
	障害手当 ①15,500×延べ1,267人			障害手当①15,500×延1,718人			障害手当①15,500×1,326人		

行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	勘定科目		28年度	29年度	差額
	行政費用	給与関係費	7,645	10,812	3,167	行政収入	地方税	0	0	0
		物件費	291	293	2		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	462,652	454,396	▲ 8,256		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	419	1,136	717
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	13	13		行政収入合計(a)	419	1,136	717
		賞与・退職給与引当金繰入額	432	2,608	2,176		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 470,601	▲ 466,986	3,615
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	471,020	468,122	▲ 2,898		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 470,601	▲ 466,986	3,615
	特別費用(g)	0	864	864	特別収入(f)	0	0	0		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	▲ 864	▲ 864	当期収支差額(e)+(h)	▲ 470,601	▲ 467,850	2,751		

行政費用の9割以上を、児童育成手当にあたる扶助費が占めている。

障害手当について、身体障害者手帳や愛の手帳の確認とともに特別児童扶養手当受給状況を確認し、障害状況の把握に努める。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む 具体的な改善内容	平成29年度に実施した 改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	障害手当受給対象者の障害状況について、特別児童扶養手当や障害者福祉課とも連携してさらに現状把握と制度周知に努める。	特別児童扶養手当担当、障害者福祉課と連携し認定等を行うとともに、心身障害者福祉手当との二重支給防止を徹底した。	特別児童扶養手当の認定に伴う育成障害手当の認定者が増加しているため、障害認定の有期管理を適切に行っていく。
②	マイナンバーの情報連携により変わる事務処理を整理し、滞りなく認定等ができるようにする。	他区との情報交換会等も活用し、窓口での受理方法、様式の見直し等、事務整理を行った。	マイナンバーの情報連携が順次拡大される予定のため、現況の受付方法など対応を検討、実施していく。
③			
他区の実況	(実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区)
議会質問状況(要旨)			

事務事業分析シート（平成30年度）										No1	
事務事業コード		10-01-40			戦略プラン		☐ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事				
事務事業名		児童扶養手当等支給事業費			部課名		子育て支援部子育て支援課		課長名	伊藤	
					担当者名		大澤		内線	3816	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		01-02-01		児童扶養手当等支給事業費							
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 30年度 ☐ 29年度）								☐ 建設事業	☒ それ以外の継続事業
開始年度		☒ 昭和 ☐ 平成			36 年度		根拠		児童扶養手当法、荒川区児童扶養手当支給要綱		
終期設定		☐ 有 ☒ 無			年度		法令等		特別児童扶養手当の支給に関する法律		
実施基準		☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価事業体系		分野		Ⅱ		子育て教育都市					
		政策		03		子育てしやすいまちの形成					
		施策		03		子どもの貧困対策とひとり親家庭等への支援					
目的		・18歳まで又は20歳未満で中度以上の障がいのある児童を監護している父、母又は養育者に対し、家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。									
対象者等		【児童扶養手当】父母の離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない児童（18歳になった日以降の最初の3月31日までで、中度以上の障がいがある場合は20歳未満）を養育しているひとり親等 【特別児童扶養手当】20歳未満で中度以上の障がいがある児童を養育している父母等									
内容		【児童扶養手当】本人の所得に応じて支給額を決定。 平成30年4月から物価スライドにより金額改定 ＜第1子月額＞ 全部支給：42,500円、一部支給：42,490円～10,030円 ＜第2子加算月額＞全部支給：10,040円、一部支給：10,030～5,020円 ＜第3子以降加算月額＞全部支給：6,020円、一部支給：6,010円～3,010円） 申請のあった翌月から年3回（4.8.12月に各月の前月分まで）にまとめて支給 ※平成31年11月から年6回（1.3.5.7.9.11月に各月の前月分まで）に変更予定 【特別児童扶養手当】 平成30年4月から物価スライドにより金額改定 1級：51,700円 2級：34,430円									
経過		●昭和36年児童扶養手当法施行、昭和39年特別児童扶養手当開始（児童扶養手当）●平成14年8月から、受付のほか認定及び手当支給事務も都から区に移管される。（法定受託事務）●平成16年度 認定にかかわる障がい判定事務は、区で実施する。児童扶養手当事務費一般財源化●平成18年度 三位一体改革により児童扶養手当の国庫負担割合3/4→1/3●平成20年4月 受給開始から5年経過等受給者の一部支給停止措置始まる。●平成22年8月から父子家庭への手当支給開始。 ●平成24年8月から支給要件にDVによる保護命令が追加。●平成26年12月1日から公的年金との併給が可能となる。●平成28年8月から第2子、第3子加算額を増額、物価スライド制を導入 ○【平成30年8月分から予定】全部支給に係る所得制限限度額の引上げ ○【平成30年8月分から予定】公共用地の取得に伴う土地代金等の控除 ○【平成30年6月から9月頃予定】未婚のひとり親に対する寡婦（夫）控除のみなし適用 ○【平成31年11月から予定】支給回数を年3回から年6回に変更									
必要性		児童の健やかな成長を図るため、離婚等により生活が安定していない母子、父子家庭等に手当を支給し、子育てに伴う経済的負担を軽減する必要がある。									
実施方法		（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員 ） 【児童扶養手当】窓口にて受付後、認定。【特別児童扶養手当】窓口にて受付後、東京都に提出、認定。 ※各手当とも8月に対面で受給資格の継続を確認（現況届）。29年度から現況届一部委託。									
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明			
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)				
	①	児童扶養手当受給児童数	2064	2058	1903	1903	1903				
	②	特別児童扶養手当受給児童数	180	183	182	182	182				
③	父子手当受給児童数（再掲）	122	137	121	121	121	①の再掲				
事務事業の分類			分類についての説明・意見等								
30年度		31年度									
継続		継続		国の基準に基づいて実施していく。							

(単位：千円)

以下の制度変更に伴い、システム改修や対象者への周知および受給者への適切な支給 ・ 全部支給に係る所得制限限度額の引上げ ・ 支給回数を年3回から年6回へ変更 ・ 公共用地の取得に伴う土地代金等の控除 ・ 未婚のひとり親に対する寡婦（夫）控除のみなし適用
--

問題点・課題の改善策									
		平成29年度に取り組む 具体的な改善内容		平成29年度に実施した 改善内容および評価		平成30年度以降に取り組む 具体的な改善内容			
①	マイナンバーの情報連携により変わる事務処理を整理し、滞りなく認定等ができるようにする。			マイナンバーの情報連携によって変わる事務処理を整理した。				所得制限の変更や支給回数が増加、税制改正に伴う所得計算変更、みなしひとり親適用といった制度改正に対応する。	
②									
③									
他区の実施状況	（実施 22 区		未実施 0 区		不明		0 区）		
議会（要旨）質問状況	平成16年二定 平成19年二定 平成20年 平成28年6月会議		物価スライドによる児童扶養手当の削減に反対すべき。 申請主義の改善について 父子手当の創設について 児童扶養手当の支給月を年3回から毎月支給にするべき。						

事務事業分析シート（平成30年度）										No1
事務事業コード		10-01-42			戦略プラン		☐ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名		ひとり親家庭医療費助成事業			部課名		子育て支援部子育て支援課		課長名	
					担当者名		和田		内線	
								3816		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		01-03-01		ひとり親家庭医療費助成事業費						
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 30年度 ☐ 29年度）				☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業				
開始年度		☐ 昭和 ☒ 平成		2年度		根拠		荒川区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例・同施行規則		
終期設定		☐ 有 ☒ 無		年度		法令等				
実施基準		☐ 法令基準内 ☒ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価事業体系		分野		Ⅱ		子育て教育都市				
		政策		03		子育てしやすいまちの形成				
		施策		03		子どもの貧困対策とひとり親家庭等への支援				
目的		ひとり親家庭等に対し医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の保健の向上に寄与し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図る。								
対象者等		① ひとり親家庭の父又は母（母子・父子家庭） ② 両親がいない児童などを養育している養育者 ③ ひとり親家庭の児童又は養育者に養育されている児童で18歳に達した日の属する年度の末日（障がい児は20歳未満）までの者。 ④ 父又は母が重度の障がいがある児童 ※所得制限あり								
内容		●対象世帯に対し、医療証を交付し、保険自己負担分を給付。（住民税課税世帯は自己負担1割あり） 子育て支援課窓口申請→申請後3～4日前後で医療証交付（所得及び戸籍等により対象者の確認） 年1回、世帯や所得の状況を確認するための現況届受付事務有り。毎年1月更新。 ●事務の流れ 現物支給：医療機関に医療証提示後受診→レセプトを国保連合会及び社会保険診療報酬支払基金に送付→連合会及び支払基金で審査→区に請求→連合会及び支払基金に支払→連合会及び支払基金は医療機関に支払う。 現金払い：都外で診療を受ける場合は受診者が立替払いをし、後日、領収書を子育て支援課窓口を持参し、銀行口座に振り込む手続きを行う。								
経過		平成2年度 都の事業として開始し、現在に至る。 平成13年1月より、保険診療の自己負担金全額助成から一部負担金制度を導入。 ●住民税課税世帯 保険診療分の1割（食事療養費は自己負担） ●住民税非課税世帯 食事療養費のみ自己負担 ※平成14年度、乳幼児医療助成制度と対象者が重複した場合、従来はひとり親医療制度が優先だったが、一部負担金の違いから乳幼児医療助成制度が優先となった（現在、子ども医療は15歳になった3月31日まで、ひとり親医療助成は子が18歳になった3月31日まで）。 平成19年度より補助金から財調に切り替え。								
必要性		ひとり親家庭等の生活の安定と保健の向上をはかるために医療費の助成は必要である。								
実施方法		（2一部委託） （直営の場合 ☐ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員） ●現物給付の医療費の審査、医療機関への支払に関する事務を国保連・基金に委託（委託契約は東京都に委任）、区は国保連・基金に医療費、審査委託料を支払う。現金給付は区が直接対象者に給付。								
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明			
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値（38年度）				
		① 医療費助成対象者数	1815	1796	1703	1703	1703			
		② 対象世帯	1314	1289	1201	1201	1201			
③										
事務事業の分類		分類についての説明・意見等								
30年度		31年度								
継続		継続		現状の内容で実施していく。						

予算・決算額等の推移			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額			72,106	76,722	83,020	74,336	74,279	70,882	64,251
決算額（30年度は見込み）			71,399	75,961	70,687	70,843	68,679	63,205	64,251
実績 の 推 移	事項名（30年度は見込み）		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	対象世帯		1473	1418	1404	1314	1289	1203	1203
	助成件数		27627	28802	27105	27131	27045	25775	25775
	助成額(単位:千円)		69055	73513	68353	68524	66449	61145	62033
予算・決算の内訳									
平成28年度（決算）			平成29年度（決算）			平成30年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
需用費	印刷製本	119	需用費	印刷製本	126	需用費	印刷製本	156	
役務費	郵送料	194	役務費	郵送料	180	役務費	郵送料	229	
委託料	レセプト審査委託料	1,918	委託料	レセプト審査委託料	1,755	委託料	レセプト審査委託料	1,833	
扶助費	医療費	66,449	扶助費	医療費	61,145	扶助費	医療費	62,033	

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	勘定科目		28年度	29年度	差額
	行政費用	給与関係費	7,724	8,612	888	行政収入	地方税	0	0	0
		物件費	2,230	2,061	▲ 169		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	66,449	61,145	▲ 5,304		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	38	17	▲ 21
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	38	17	▲ 21
		賞与・退職給与引当金繰入額	436	2,077	1,641		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 76,801	▲ 73,878	2,923
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
行政費用合計(b)	76,839	73,895	▲ 2,944	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 76,801	▲ 73,878	2,923			
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0			
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 76,801	▲ 73,878	2,923			

備考	行政費用のうち8割以上を、ひとり親家庭への医療費助成として支出した扶助費が占めており、助成件数の減により減少している。
----	---

問題	現況届出時などに送付する通知が事業ごとに作成されているため、手続きや用意する書類がわかりにくいことがある。必要書類の案内を正確に案内する必要がある。
----	--

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む 具体的な改善内容	平成29年度に実施した 改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	ほかのひとり親家庭を対象にした事業と連携し、対象者への周知や受給要件の確認を図っていく。	児童扶養手当・育成手当と連携し、受給者の要件確認ができた。	マイナンバーによる情報連携が順次始まるため、省略できる書類などを整理し、滞りなく作業を行う。
②			
③			
他区の実施状況	(実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区)
議会(要旨)質問状況	平成29年度2月会議 課税、非課税に関わらず全面無料とするよう国・都に求めること		